

大 気 関 係

○大気の汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号 最終改正 平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号)

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学 オキシダント	微小粒子状物質	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン
環境上 の 条件	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時 間 値 が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 10ppm 以下であり、かつ、1 時 間 値 が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であること。	1 年 平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日 平均値が 35µg/m ³ 以下であること。	1 年 平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年 平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年 平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年 平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
測 定 方 法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
備 考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10µm 以下のものをいう。 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 2.5µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。										

○大気中炭化水素濃度の指針（昭和 51 年 8 月 17 日環大企第 220 号）

物 質	濃 度 の 指 針
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC（炭素量への換算値）までの範囲またはそれ以下であること。

○有害大気汚染物質等の指針値

物 質	指 針 値	備 考
アクリロニトリル	年平均値 2 µg/m ³ 以下	平成 15 年 9 月 30 日 環管総発第 030930004 号
塩化ビニルモノマー	年平均値 10µg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04µg Hg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025µg Ni/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18µg/m ³ 以下	平成 18 年 12 月 20 日 環水大総発第 061220001 号
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6µg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5µg/m ³ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ng As/m ³ 以下	平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015002 号 ^{※1} 、環水大総発第 101015004 号 ^{※1}
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14 µg Mn/m ³ 以下	平成 26 年 5 月 1 日 環水大総発第 1405011 号 ^{※2}
塩化メチル	年平均値 94µg/m ³ 以下	令和 2 年 8 月 20 日 環水大総発第 2008201 号
アセトアルデヒド	年平均値 120µg/m ³ 以下	

※1 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

※2 指針値との比較評価に当たっては、総粉じん中のマンガン（全マンガン）の大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。

○大気汚染防止法第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急時の措置の発令要件（政令第 11 条別表第 5）

物 質	一 般 緊 急 時	重 大 緊 急 時
硫 黄 酸 化 物	0.2ppm 以上	0.5ppm 以上
	0.3 "	0.7 "
	0.5 "	2 "
	48 時間平均値が 0.15ppm 以上	
浮 遊 粒 子 状 物 質	2.0mg/m ³ 以上	3.0mg/m ³ 以上
一 酸 化 炭 素	30ppm 以上	50ppm 以上
二 酸 化 窒 素	0.5ppm 以上	1 ppm 以上
オ キ シ ダ ント	0.12ppm 以上	0.4ppm 以上

(測定値はすべて 1 時間値)

○大気汚染防止法第 21 条に基づく要請基準（昭和 46 年 6 月 23 日総・厚令 2 号）

自動車排ガスの種類	大 気 の 汚 染 濃 度
一 酸 化 炭 素	一酸化炭素の大気中における含有率の 1 時間値の月間平均値が 100 万分の 10 とする。